賃貸住宅に入居する際に「借家人賠償責任保険」への加入を求められるのはなぜですか？

日本では「失火の責任に関する法律（失火責任法、失火法）」があり、失火原因が故意や重過失の場合を除き、失火元（火災を発生させた人）には民法第709条に規定する損害賠償責任がありません。つまり、**隣室から火事が発生し、自分の部屋に延焼して家財が焼失しても、火元の住人に家財の損害を賠償させることができません。**このため、自分の家財に対して家財保険に加入する必要性があります。

また、賃貸借契約では、借主には「原状回復義務」があります。**自分が失火させて居室を焼失させた場合、この原状回復義務を行なえないと、民法第415条に規定する債務不履行による損害賠償責任を負う事になります。**貸主は火元の入居者に損害賠償請求できるため、入居者は借家人賠償責任保険に加入して、万一失火させてしまった場合に備えておく必要があります。

ハトネッツ事故センター

〈万一事故が発生したとき〉

フリーダイヤル **0120-766-090**

受付時間 24時間、365日受付・対応

ご契約内容に関するお問合せ

〈ご相談窓口〉

ハトネッツ少額短期保険株式会社

TEL **043-243-5810**

受付時間 平日 10:00～17:00

ご契約内容に関するご確認

インターネットで保険契約内容が確認できます。

▶ **https://www.hatossi.net**

一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会が100%出資設立した

ハトネッツ少額短期保険株式会社

千葉市中央区中央港1-17-3　千葉県宅建会館　TEL 043-243-5810

https://www.hatossi.net

20250501

一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会 推奨

賃貸住宅入居者総合保険

ハトネッツ 家財保険

賃貸住宅を取り巻くリスクから、
3つの補償であなたの暮らしをがっちりガード！

- 自室に収容されている **1.家財の補償**
- 賃貸住宅戸室の **2.修理費用等の補償**
- 第三者や大家さんに対する **3.損害賠償の補償**

お問合わせ先（取扱代理店）

一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会が100%出資設立した

ハトネッツ少額短期保険株式会社

千葉市中央区中央港1-17-3　千葉県宅建会館　TEL 043-243-5810

https://www.hatossi.net

ご契約にあたってのご注意

- このリーフレットは賃貸住宅入居者総合保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご一読の上、内容を充分にご確認ください。
- この保険契約の被保険者（入居者本人）または被保険者（入居者本人）と同居する方が、この保険と同一の損害を補償する他の保険契約等を契約している場合には必ずお申出ください。（他の保険契約が弊社の契約の場合、重複してご加入できない場合があります。）
- この保険契約はご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に弊社の承認が必要ですのでご相談ください。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代行業務を行っています。従いまして取扱代理店と有効に成立したご契約は弊社と直接締結されたものとなります。
- 事故が起きた時、または退去などご契約内容に変更が生じた時は、遅延なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。

1. 家財の補償

火災をはじめ様々な事故による家財の損害を幅広く補償します。
また、台風や集中豪雨による家財の損害も補償します。

家財保険金

- 1 火災
- 2 落雷
- 3 破裂・爆発
- 4 飛来落下 衝突倒壊
- 5 騒乱・労働闘争など
- 6 水漏れ

風水害保険金

- 7 風災・雪災 雹(ひょう)災
- 8 水災

盗難保険金

- 9 盗難

汚破損保険金

- 10 突発的な偶然な事故 ※ワイドプラン

保険金をお支払いする主な場合

- 隣室からの出火により自室の家財が焼失した。
- カセットコンロのボンベが爆発して室内のテレビが破損した。
- デモ隊の投石で窓ガラスが割れ、家具が破損した。
- 竜巻が発生し、窓を突き破って瓦が部屋に飛び込んで室内のパソコンが破損した。
- 留守中に空き巣に侵入され部屋の中の現金が盗まれた。
- 落雷により使用中のパソコンが破損した。
- アパートに乗用車が突っ込んで自室の家財が破損した。
- 上階からの水漏れで洋服ダンスと洋服が汚損した。
- 集中豪雨で河川が氾濫して床上浸水となり家財が水没した。
- 掃除中に掃除機のコードをテレビに引っ掛けてしまいテレビが破損した。 ※ワイドプラン

保険金をお支払いできない主な場合

以下の(ア)～(ウ)により家財に生じた損害は保険金をお支払いしません。

(ア) 保険契約者、被保険者の故意、重大な過失。

(イ) 戦争、内乱、これらに類似の事変等。

(ウ) 地震、噴火、津波、また、以下の各項目による家財の損害について保険金をお支払いしません。

- 家財の紛失や不注意による廃棄。
- 家財の自然の消耗や劣化、変色など。
- すり傷や塗料のはがれ等、外観上の損傷や汚損で機能に支障をきたさない場合、その他にも保険金をお支払できない場合があります。

2. 修理費用等の補償

賃貸借契約に基づく入居者の修理費用を補償するほか、地震災害や孤独死事故を幅広く補償します。

- **修理費用保険金**
  家財の補償の1～9の事故で賃貸借契約に基づき修理費用を負担した場合
- **修理費用拡張担保保険金**
  洗面化粧台、網入りガラス、水道管の凍結に係る修理費用、解氷費用を負担した場合
- **修理費用破汚損保険金**
  家財の補償の10の事故で賃貸借契約に基づき修理費用を負担した場合 ※ワイドプラン
- **孤立死原状回復費用保険金**
  孤独死により居室が汚損等した場合
- **遺品整理費用保険金**
  居室外での入居者死亡により遺品整理費用を負担した場合 ※ワイドプラン
- **地震災害費用保険金**
  家財を収容する賃貸住宅が全損し、家財も全損となった場合

保険金をお支払いする主な場合

- 泥棒が、ガラスを割って部屋に侵入した。
- 洗面ボウルに化粧水ビンを落として、洗面ボウルを破損させた。
- 掃除中に椅子を倒して間仕切りドアのガラスを割ってしまった。
- 居室内で孤独死し特殊清掃や遺品整理等が必要になった。
- 入院中に貸借人が亡くなり、居室に残された遺品を整理した。 ※ワイドプラン
- 地震や噴火、津波により家財が焼失または流失した。

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意による損害、賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された損害、自然の消耗もしくは劣化など、建物の主要構造部に生じた損害、壁紙や壁の表面への落書等の汚損、その他賃貸住宅の機能に支障ない損害
- 孤独死による心理的瑕疵のみを理由とする損害
- 居室を家主に引き渡した後の遺品整理費用
- 地震等事故発生後、翌日から10日以上経過した後に生じた損害

3. 損害賠償の補償

万一の事故で負担する被保険者の損害賠償責任をしっかり補償します。

借家人賠償責任保険金

- 調理中に出火してしまい自室の台所を焼失させた。
- ガス漏れに気づかずタバコの火をつけたら爆発し自室を損壊させた。

保険金をお支払いする主な場合
火災や破裂・爆発事故を起こして、賃貸住宅に損害を与えてしまった場合

保険金をお支払いできない主な場合
貸主との間で損害賠償に関する特別な約定があり、加重された損害賠償責任、貸主に賃貸住宅を引き渡した後に発見された損害に係る損害賠償責任、被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

個人賠償責任保険金

- 洗濯機のホースが外れ、階下の入居者の家財に損害を与えた。
- 自転車で歩道を走行中、歩行者と衝突してケガをさせた。

保険金をお支払いする主な場合
賃貸住宅の使用や管理に起因する偶然な事故により他人の身体や財物に損害を与え、損害賠償責任を負った場合や個人の日常生活に起因する偶然な事故で他人の身体や財物に損害を与え、損害賠償責任を負った場合

保険金をお支払いできない主な場合
被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任、同居の親族に対する損害賠償責任、自動車や銃刀の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任、臭気、排気または廃棄物によって生じた損害賠償責任など

1～10の家財保険金等に付随して、以下の各種費用保険金が支払われます。

- **臨時費用保険金**
  1～9までの事故で保険金が支払われる場合
- **緊急宿泊費用保険金**
  1～9までの事故で保険金が支払われる場合
- **災害転居費用保険金**
  1～9までの事故で保険金が支払われる場合
  ※ワイドプラン
- **残存物撤去費用保険金**
  1～8までの事故で保険金が支払われる場合
- **ドアロック交換費用保険金**
  9の事故で保険金が支払われる場合

保険金をお支払いできない主な場合
各種費用保険は、1の家財保険金等が支払われる場合に、付随した保険金となります。1の家財保険金等が支払われない場合(保険事故が発生していない場合)、各種費用保険金は単独ではお支払できません。

重要事項のご説明（重要事項説明書）

※保険契約申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねております。

この書面は、家財保険のご契約に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）をご説明しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。
保険契約者と被保険者が異なる場合は、この書面の内容を被保険者にもご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約条項によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細については普通契約約款・特約条項に記載しています。必要に応じて当社ホームページの Web 約款をご参照いただくか、取扱代理店または当社にご請求ください。

主な用語のご説明　※普通保険約款に全ての「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

用　語	定　　義
保険契約者	当社と保険契約を締結する当事者であって、保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになる者をいいます。
被保険者	この保険契約の補償の対象となる者をいい、賃貸住宅で生活する次の各号の者とします。 ①保険証券記載の被保険者 ②賃貸住宅に保険証券記載の被保険者と同居する者
賃貸住宅	保険証券記載の日本国内に所在する居住用(注)の建物または戸室をいい、これに附属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。一の戸室が、被保険者を含め複数の者が共同で使用または管理する形態の賃貸借契約の対象である場合は、被保険者以外の者の専用使用部分を除き、その戸室全体を賃貸住宅として取り扱います。 (注)一の建物内に複数の構造上区分され独立して居住の用に供することができるものがあるときのその各部分をいいます。また、長屋造建物または共同住宅でない建物については、その建物とします。
保険の目的	この保険契約の補償の対象となる家財をいいます。
家財	賃貸住宅内に収容されている生活用の動産をいいます。
貴金属・宝石等	貴金属、時計、カメラ、楽器、バッグ、宝玉、宝石およびこれらに類する物ならびに書画、骨とう、彫刻物その他美術品をいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいい、この保険契約で対象となる損害が発生した場合に、当社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額となります。
再取得価額	損害が発生した時および場所における家財と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する価額をいいます。
保険金	保険事故が発生した場合に、当社がこの保険契約に基づき被保険者に支払う金銭のことをいいます。
時価額	損害が発生した時および場所における家財の価額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
騒乱およびこれに類似の集団行動	群集または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
風災	台風、旋風、竜巻、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。
ひょう災	ひょう(積乱雲から降る大粒の氷)によって生じた事故をいいます。
雪災	豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水によって生じた事故を除きます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
いたずら	第三者の行為により賃貸住宅または保険の目的に損害を受けたことをいいます。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再取得価額の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が 70%以上である損害をいいます。 (家財の場合) 家財の損害の額が、その家財の再取得価額の80%以上である損害をいいます。
第三者	被保険者および被保険者と生計を共にする同居人以外の者をいいます。
残存物撤去費用	損害を受けた保険の目的の残存物の撤去に必要な費用で、取りこわし費用・取片付け清掃費用および搬出費用をいいます。
緊急宿泊費用	賃貸住宅が半焼または半壊以上もしくは床上浸水等で延べ床面積の50%以上が冠水し電気、ガス、上下水道の供給が停止した結果、日常生活を営む住居としての機能が著しく損なわれた場合や盗難やいたずらで賃貸住宅の窓や出入口が損壊し、安全に日常生活を営むことが出来なくなった場合に、止むを得ず一時的に宿泊施設を利用した場合の宿泊費用をいいます。
災害転居費用	転居先の賃貸借契約に必要な諸費用および転居先への引越費用をいいます。
他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
溢水	水が溢れることをいいます。
原状回復費用	賃貸借契約に基づいて、賃貸住宅を借用前の状態に回復するための費用をいいます。
原状回復義務	賃借人の居住、使用により発生した賃貸住宅の損耗のうち、賃借人の故意、過失、善良なる管理者の注意義務違反、その他通常の使用による損耗を超えるような損耗を復旧する義務をいいます。
告知義務	危機(注1)に関する重要な事項(注2)およびこの保険契約の引受範囲(注3)の認定に必要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。 (注1)損害発生の可能性をいいます。 (注2)他の保険契約等に関する事項を含みます。 (注3)当社が引受けできる保険契約の範囲に関する事項で、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
通知義務	保険契約締結後に契約内容に変更が生じた場合、保険契約者または被保険者が当社に速やかに連絡しなければならない義務をいいます。

1．契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の名称、仕組み

①商品の名称 **契 約 概 要**

ハトネッツ家財保険(賃貸住宅入居者総合保険)

②商品の仕組み **契 約 概 要**

家財の補償を中心に賃貸住宅の修理費用や貸主・第三者への賠償責任を補償する賃貸住宅入居者専用の保険です。補償内容は下表のとおり契約プランごとに異なります。

リーフレット、保険契約申込書などでご確認ください。

補償の対象	家財の補償		付帯費用等の補償		賃貸住宅の修理費用		賠償責任
保険金名称	家財保険金 風水害 保険金 盗難保険金	破汚損保険金	臨時費用保険金、緊急宿泊費用保険金、残存物撤去費用保険金、孤立死原状回復費用保険金、地震災害費用保険金	災害転居費用保険金 遺品整理費用保険金	修理費用保険金 修理費用拡張担保保険金＊ (ワイドプランは右記「修理費用破汚損保険金」で補償)	修理費用破汚損保険金	借家人賠償責任保険金 個人賠償責任保険金
スタンダードプラン	○	×	○	×	○	×	○
ワイドプラン	○	○	○	○	○＊	○	○

(2)基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償 **契 約 概 要** **注意喚起情報**

基本となる補償を構成する保険金をお支払いする主な場合(事故の概要)および・保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。

詳しくは普通保険約款・特約条項をご参照ください。

保険金名	保険金をお支払いする主な場合（事故の概要）	保険金をお支払いしない主な場合
①家財保険金	(ア)火災、(イ)落雷、破裂または爆発、(ウ)建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、(エ)騒乱・集団行動・労働争議に伴う破壊行為、(オ)給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ	◆保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人の故意、重大な過失または法令違反 ◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害(地震災害費用保険を除きます) ◆戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 ◆核燃料物質、放射線汚染による事故 ◆火災等の事故の際における紛失・盗難の損害 ◆家財の自然劣化、さび、かび、腐食、虫食い等によって生じた損害、家財が屋外にある間に生じた盗難 ◆被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任や被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ◆被保険者が賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された賃貸住宅の損壊に起因する損害賠償責任 ◆保険金のお支払い対象とならない下記の家財に生じた損害 a 価格が30万円を超える貴金属・宝飾品、時計、骨董品・美術品等、または設計書・図案・帳簿等 b 自動車、船舶、航空機およびこれらの付属品 c 動物および植物等の生物 d 義歯、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類するもの e 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、切手、乗車券、これらに類するもの ◆賃貸住宅の主要構造部、他の入居者との共同で使用される部分に生じた修理費用 ◆壁紙や壁の表面への落書等の汚損、その他賃貸住宅の機能に支障がない外観上の損害 ◆心理的瑕疵のみを理由とする賃貸住宅の損害 ＊上記の他にもお支払いできない場合やお支払いの対象とならない家財があります。 ＊詳細は普通保険約款・特約条項でご確認ください。
②風水害保険金	台風や竜巻などの水災、風災、ひょう災、雪災	
③盗難保険金	(ア)盗難により賃貸住宅内において家財が盗取、損傷、汚損した場合 (イ)賃貸住宅内における現金・預貯金証書の盗難	
④破汚損保険金	不測かつ突発的な事故により賃貸住宅内の家財が損害を受けた場合	
⑤臨時費用保険金	①～③の事故により保険金が支払われる場合で、保険の目的が損害を受けたため費用が生じた場合	
⑥緊急宿泊費用保険金	①～③の事故により賃貸住宅に損害が発生し、住居として機能や安全が著しく損なわれた結果、宿泊施設を臨時に使用し費用が生じた場合	
⑦災害転居費用保険金	①および②の事故により賃貸住宅に居住できなくなり、転居費用を負担した場合	
⑧残存物撤去費用保険金	①および②の事故により破損した家財の処分や清掃が必要な場合	
⑨ドアロック交換費用保険金	③の事故で保険金が支払われ、ピッキングまたは事故の再発防止のためドアロックの交換費用を負担した場合	
⑩地震災害費用保険金	地震で家財を収容する賃貸住宅が全壊し、家財も全損となった場合	
⑪修理費用保険金	①～③の事故により賃貸住宅に損害が発生し、賃貸借契約に基づき自己の費用で修理した場合	
⑫修理費用拡張担保保険金	洗面化粧台、網入りガラスの熱割れ、専用水道管の凍結に係る修理費用を負担した場合	
⑬修理費用破汚損保険金	不測かつ突発的な事故により賃貸住宅に損害が生じ、賃貸借契約に基づき自己の費用で修理した場合	
⑭孤立死原状回復費用保険金	賃貸住宅内で入居者が孤独死し、特殊清掃や遺品整理等の費用が生じた場合	
⑮遺品整理費用保険金	賃貸住宅外で入居者が死亡し、賃貸住宅内に残置された遺品整理費用が生じた場合	
⑯借家人賠償責任保険金	火災、ガス爆発事故で賃貸住宅を損壊させた結果、賃貸に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	
⑰個人賠償責任保険金	(ア)水濡れ事故を起こし、階下の部屋や他人の財物を破損させた場合 (イ)被保険者の日本国内における日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、他人の財物を破損させた場合	

②お支払いする損害保険金の額 **契 約 概 要** **注意喚起情報**

契約プランの補償の対象となる事故により、保険の目的に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

補償の対象	お支払いする保険金の額
家　財	**損害保険金 ＝ 損害額 － 免責金額（自己負担額）** ※ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき家財保険金額が限度となります。 ※免責金額(自己負担額)は3万円となり、家財の破汚損保険金のみに適用されます。 ※損害額は、再取得価額により算出されます。ただし、盗難保険金のみ時価額での算出となります。 ※損害額の算出方法については、普通保険約款・特約条項をご参照ください。 ※損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約条項をご確認ください。

③主な特約の概要 **契 約 概 要**

特約には、次の2種類があります。

a.ご契約時のお申出にかかわらず、自動的にセットされる特約（自動セット特約）

b.ご契約時にお申出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約（任意セット特約）

自動セット特約	当社への通知または申し出に関する特約 共同保険に関する特約
任意セット特約	補償対象外特約および引越に関する特約 法人契約の被保険者に関する特約 被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払限度額に関する特約

＊特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約条項をご参照ください。

④補償の重複 **注意喚起情報**

補償内容が同様の保険契約（当社および別の保険会社でご加入中の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重なることがあります。その場合、対象となる事故についてどちらからの保険契約でも補償することができますが、その場合一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認ください。

なお、当社のこの保険契約はあらかじめ複数の異なる補償がセットされて販売されております。この結果、ある補償を付け加えたり、除外することはできません。

■補償が重複する可能性のある保険

●個人賠償責任保険（自動車保険や傷害保険等にセットされる特約を含む）

⑤保険の目的 **契 約 概 要**

この保険で補償される物（以下「保険の目的」といいます）は、保険証券等で記載された賃貸住宅に収容されている家財とします。ただし、畳、建具等の建物の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の建物付属設備の内、被保険者が所有し、かつ、もっぱら職務用に使用されていないものを含みます。また、エアコンの室外機、賃貸住宅に付属する洗濯機置場の洗濯機、賃貸住宅専用駐輪場内の自転車および賃貸住宅敷地内の洗濯物その他これらに類するものを含みます。

※補償の対象は、賃貸住宅内に収容されている家財です。持ち出された家財は補償対象外です。

⑥保険金額の設定 **契 約 概 要**

保険金額は②お支払いする損害保険金の額で定める金額となり、それ以外に設定することはできません。

⑦保険期間および補償の開始・終了時期 **契 約 概 要** **注意喚起情報**

●保険期間は1年間または2年間です。

●補償の開始・終了時期は、始期日の午前0時に開始し、1年または2年後の同一日付前日の午後12時に終了します。

●保険期間開始日以降であっても、保険料領収前に生じた事故による損害は補償されませんので、ご注意ください。

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み **契 約 概 要**

保険料は契約プラン・コースによって決まります。お客さまが実際に契約する保険料については、別紙「ご契約プランと保険金額・保険料」でご確認ください。

②保険料の払込方法 **契 約 概 要** **注意喚起情報**

保険料は保険契約申込の際に、保険料の払込に係る特約を付帯された場合を除き、保険料の全額を一括して払い込んでいただきます。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

保険料払込方法が払込票払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。

保険料払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いしません。またご契約を解除する場合があります。

(4)地震保険の取扱い

「地震災害費用」は「地震保険」ではありません。当社では、地震保険のお引き受けはできません。

詳しくは普通保険約款・特約条項をご参照ください。

(5)満期返戻金・契約者配当金 **契 約 概 要**

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務 **注意喚起情報**（保険申込書の記載上の注意事項）

保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人には告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。

告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、★印がついている項目のことです。

この項目が事実と違っていた場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険契約書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】（主な事項を記載しています）

①賃貸住宅の名称（物件名）、所在地、賃貸住宅建物の情報

②他の保険契約の有無

(2)クーリングオフ **注意喚起情報**

保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず当社まで下記の記載事項を記した書面を郵送（8日以内の消印有効）いただくか、当社ホームページ掲載のお申出フォームで通知ください（8日以内の発信日有効）。

【クーリングオフお申出記載事項】

①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出、②保険契約者住所、③保険契約者署名、④電話番号、⑤契約申込日、⑥申し込まれた保険の種類、⑦領収証番号、⑧取扱代理店名

※記載事項がご不明な場合は、当社までお問い合わせください。

以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

①保険期間が1年の契約、②法人または社団・財団等が締結された契約、通信販売特約に基づき申し込まれた契約

●クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しします。また、当社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務 **注意喚起情報**

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】（主な事項を記載しています）

①保険契約者の氏名または名称を変更したこと

②被保険者の氏名または名称を変更したこと

●通知事項に掲げる事実が発生し、次に該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解約いただくか、当社からご契約を解除します。
＊賃貸住宅の用途を住宅以外に変更したこと

(2)解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、当社まで速やかに書面にてお申出ください。
●ご契約の解約に際しては、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返戻金として返還します。
解約返戻金は次の算式により計算します。
返還する保険料＝保険料－3,000円(※)×未経過月数÷保険期間月数
＊未経過月数とは解約日から保険期間満了日までの未経過月数とします。なお、1ヶ月に満たない端数月についてはこれを切り捨てるものとします。
※解約に伴い既払込保険料より3,000円を控除して返還保険料を計算します。

4.その他ご留意いただきたいこと

(1)取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収・保険料領収証の交付、保険契約の保全・管理業務等の代理業務を行なっております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき当社が承諾した保険契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(2)少額短期保険業者の引受制限について 注意喚起情報

当社(少額短期保険業者)は、保険業法上、お引き受けできる保険には以下の制限があります。
①お引き受けできる保険期間は2年までとなります。
②お引き受けできる保険金額は、1被保険者について1,000万円までとなります。なお、個人の日常生活にかかわる賠償責任保険については、別枠で1,000万円のお引き受けができます。
③1保険契約者について、お引き受けできる全ての保険の上限総保険金額は、上記②の保険金額1,000万円に100を乗じた10億円までとなります。

(3)共同保険について 注意喚起情報

この保険のワイドプランでは、賠償責任保険を当社および株式会社シノケン少額短期保険の共同保険として各々50%ずつお引き受けしております。両社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の権利を有し、義務を負います。また、幹事少額短期保険業者である当社は、株式会社シノケン少額短期保険の業務および事務の代理・代行を行います。

(4)法令等で注意喚起することとされている事項について 注意喚起情報

①この保険契約は、万一当社が経営破綻した場合であっても、「保険契約者保護機構」による保護はありません。また、保険業法第270条の3の第2項1号(保険契約の移転等における資金援助)に規定する補償対象契約には該当しません。
②当社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行なうことがあります。
③保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生等により当社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めたときは、保険金を当社の定めるところにより削減して支払うことがあります。

(5)個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

①この保険契約に関する個人情報は、保険契約の引受の判断および本契約の履行のために利用するほか、当社の他の商品、サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
②当社は、業務上必要な範囲内でお客さまに関する個人情報を下記に提供することがあります。
(ｱ)業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、金融機関等
(ｲ)保険契約の締結ならびに保険金支払の健全な運営のために、他の保険会社(少額短期保険会社を含みます)、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用することがあります。
(ｳ)再保険引受会社に対し、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、報告、再保険金の請求等のために提供することがあります。
＊当社の個人情報の取扱いについては、ホームページをご覧ください。

(6)継続契約について 注意喚起情報

①当社が、普通保険約款、特約条項、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約条項、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。
②継続後の保険契約について、予定していた収支状況が悪化すると想定される事態が発生した場合には、保険料の増額、保険金額の減額を行うことがあります。
③当社は、本保険の引き受けが不採算となり、当社の経営に影響を及ぼすと認められた場合には、継続契約の引き受けを行わないことがあります。

(7)事故が起こった場合 注意喚起情報

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款、特約条項に定める書類等をご提出いただく場合があります。

<事故発生のご連絡は>

ハトネッツ少額短期保険株式会社のホームページの「お客さま専用ページ」より、事故のご連絡を行うことができます。
また、下記のフリーダイヤルにて事故のご連絡を受け付けております。
ハトネッツ少額短期保険株式会社 事故センター
電話０１２０（７６６）０９０
【受付時間】：２４時間 ３６５日受付

(8)支払時情報交換制度について 注意喚起情報

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取り消し、無効の判断の参考にすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互に照会しています。
支払時情報交換制度に参加している少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページ(http://www.shougakutanki.jp/)をご参照ください。

<当社への保険に関する相談・苦情・お問い合わせは>

ハトネッツ少額短期保険株式会社 お客さま相談窓口
電話０４３（２４３）５８１０
【受付時間】：平日 10：００～１７：００（土日・祝 年末年始は休業させていただきます）

<指定紛争解決機関> 注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
電話０１２０－８２１－１４４
【受付時間】：平日８：００～１２：００、１３：００～１６：００（土日・祝 年末年始は休業させていただきます）

ハトネッツ家財保険
ご契約プランと保険金額・保険料

事故が発生した場合に充分な補償が受けられるよう、家財保険金額は下記の簡易評価額を参考にご契約プラン・コースをお選びください。

プラン名		スタンダード(S)プラン			ワイド(W)プラン		
補償対象・保険金名称と保険金額 ＼ 入居世帯別推奨コース		S	C	F	S	C	F
家　財	家財保険金	100万円	300万円	500万円	100万円	300万円	500万円
	風水害保険金	100万円	300万円	500万円	100万円	300万円	500万円
	盗難保険金	20万円	60万円	100万円	20万円	60万円	100万円
	破汚損保険金	補償されません			50万円		
費　用	臨時費用保険金	10万円	30万円	50万円	10万円	30万円	50万円
	緊急宿泊費用保険金	20万円					
	災害転居費用保険金	補償されません			30万円		
	残存物撤去費用保険金	5万円	15万円	25万円	5万円	15万円	25万円
	ドアロック交換費用保険金	3万円					
	孤立死原状回復費用保険金	100万円					
	遺品整理費用保険金	補償されません			50万円		
	地震災害費用保険金	20万円					
修　理	修理費用保険金	100万円					
	修理費用拡張担保保険金	10万円			補償されません 下記「修理費用破汚損保険金」で補償されます		
	修理費用破汚損保険金	補償されません			50万円		
賠 償※	借家人賠償責任保険金	1,000万円			2,000万円		
	個人賠償責任保険金						
コース名		2SS	2SC	2SF	2WS	2WC	2WF
2年間の保険料		15,000円	18,800円	22,400円	16,600円	20,200円	24,000円
コース名		SS	SC	SF	WS	WC	WF
1年間の保険料		7,500円	9,400円	11,200円	8,300円	10,100円	12,000円

※賠償責任保険2,000万円は弊社とシノケン少額短期保険との共同保険でのお引受となります。

家財の簡易評価額(参考)

入居人数	1名		2名		3名		4名以上	
世帯構成	学生 単身赴任	左記以外の 単身者	大人1人 子供1人	大人2人	大人1人 子供2人	大人2人 子供1人	大人2人 子供2人	大人3人 以上
戸室の広さ (専有面積)	30㎡未満		30㎡～50㎡未満		50㎡～80㎡未満		80㎡以上	
家財価額	70万円～	100万円～	140万円～	200万円～	260万円～	300万円～	500万円～	

※保険金額が家財の評価額を超えた場合は、保険金のお支払金額は評価額が限度となります。
※家財の簡易評価額がお客様の実際に所有されている家財価額と異なる場合は、お客様の実態に即した家財保険金額を選択してください。
※入居人数、世帯構成、戸室の広さは目安としてください。

一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会が100%出資設立した
ハトネッツ少額短期保険株式会社
〒260-0024　千葉市中央区中央港1-17-3　千葉県宅建会館
TEL 043-243-5810　FAX 043-332-8735
https://www.hatossi.net

20250501